

改造評論社

發行所

三土氏事件に關して
考究に値する一問題 上畠益三郎
三土氏事件を論ず 山本芳治

三土事件に關する考索

特255
226

定價全

昭和九年十月二十五日納本

10
1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5 4 3 2 1

始



特 255
226

三土氏事件に關して

考究に値する一問題

(一) 拘留問題 (二) 經過公表問題

元大阪株式取引所理事長
前大阪辯護士會長

上 畠 益 三 郎



(一)
拘
留
問
題

「四回國務大臣の重職に在り正三位勳一等の榮典を有する」三
土忠造氏が帝人問題に關聯する偽證事件の爲め昨夜起訴且拘留せ
られたる事實は吾人をして未決拘留濫用問題に付きて更に新なる
¹考慮を重ねしむるものあり。固より該事件に付きて被告人を拘留

するの必要ありや否やは吾人の判断し又は批評し得べき限りにあらず、吾人は事件記録を見ず記録に附屬する證據物件を見ず、罪素の有無、起訴及拘留の可否は之を論議すべき資料を絶対に有せず、此等は他日自ら公判廷に於て検事ご辯護人との間に堂々たる論議が開始せられ裁判官の公平なる裁判を受くる時あるべし。今日此に一言せんとする所は只此機會に於て吾人の新聞紙を通じて知り得たる所の拘留問題に對する社會觀念を探討し、以て世人一般特に法律家の眞面目なる省察を煩さんとするに在り。

各新聞の標題を見るに何れも起訴ご收容ごを並記し「前鐵相三土忠造氏今日遂に偽證罪で起訴、夕刻までに收容の筈」又は「三土前鐵相遂に今日起訴收容」こ大活字にて特書し、苟も起訴あれば必ず收容の相伴ふこそ熱き光との分離すべからざる關係ご同視

しつゝある一事に依りて如何に現時の日本司法機關が起訴ご收容ごを兩輪双翼必ず同時に並行して動かざる可からざるものとして處置し來りしかを知り得べし、而して又此處置を見聞するに慣れて社會一般遂に檢事が起訴すれば必ず之と同時に豫審判事が拘留状を發布することを確定不動の原則ご思惟するに至れるかを認め得べし。是れ實に哀むべき未決拘留病の蔓延にして斯く社會一般が耳目の慣熟する實驗に支配せられて起訴すれば必ず拘留せらるゝものご期待し而して言論機關が此の一般的期待を代表して更に之を社會の耳目に曝露するに於ては検事豫審判事は又逆まに此の期待に動され若し起訴して拘留せざるに於ては或は世人の疑惑を招き司法權の尊嚴を傷ふこそなきやを杞憂するに至るべし。初は檢事豫審判事の拘留病に因りて世人の期待を喚起し、次に此期待

に因りて更に又拘留病を層一層昂進せしむ、世事常に此の如きものあり。予は検事豫審判事の此點に關する深き注意を乞ふと共に世の言論機關に對しても又用筆の間に幾微の戒慎を寓し以て漸次世人一般に起訴ご拘留ごは全然別箇の見地に出るものにして刑事訴訟法第八十七條に該當する特殊の場合にあらざれば之を發布すべきものにあらざることを周知せしめ、今日迄の未決拘留に對する無思慮の態度を漸次矯正せられむことを希望す。而して又之を同時に他日豫審終結したる際に至りて検事豫審判事は公式たるご非公式たるごを問はず三土氏を拘留したるは如何なる事由なるや詳言すれば(1)三土氏は定りたる住居を有せざる爲めか、(2)罪證を湮滅する虞ある爲めか、(3)將た逃亡する恐れあるが爲めかを詳細に開示せられんことを懇願す。予思ふに一、三の場合に該當せざ

るは固より明白なり、問題は只罪證湮滅の虞あるや否やに歸せん因に茲に一言すべきは法律の所謂「虞」なるものは主觀的にあらずして客觀的なり、即ち將來蒐集せんとする證據ご、被告人との關係に於て或る情況存在し、此情況の存在が其證據の使用を不能ならしむることを危惧せしむる場合ならざる可からず。此情況ありて而して後此危惧あり、若し何等の情況が客觀的に存在することなく只漫然吾は危惧の念を抱くが故に之を拘留せりと曰はゞ是れ即ち自己の專恣なる感情に依りて人權停止の重大なる裁判を與ふる暴虐行爲にして職權の濫用焉より甚しきはなし。三土氏事件に付ては其被疑の内容は早くより世上に喧傳せられ、新聞紙に屢々關係人の談話が掲載せられ、而して三土氏自らも檢事廷及豫審廷に於て反覆數回の訊問を受け來れるを以て局外より臆測すれば

若し三土氏に罪證湮滅の虞れありとせば、そは數月前乃至數日前に屬す。起訴の日に於ては湮滅し得べきものは悉く既に湮滅し畢れるならむ、之を拘留して何の實効がある。故に此臆測を事實ご假定して立論すれば吾人は三土氏の拘留に付ては所謂因習的拘留慾の衝動の外に何等の事由を認むるを得ず、起訴して拘留せざれば何となく緊張を缺ける心地し、殊に三土氏の如き高位置に在る被告人に付ては其威望によりて司法部が萎縮せりとの疑惑を世人に抱かしむることを恐れ故らに過嚴なる處置を爲すに非ざるか。

所謂「法の威信を保つ爲め斷平たる處置に出てたり」この公表の辭句は或は知らず識らず此眞情の流露せしものに非ざるか。以上は只臆測を基礎とする假定論にして事實に對する意見にあらず。然れども三土氏事件は捜査機關即ち検事及豫審判事は平素如何なる程度の注意と關心を以て人を拘留し居れるかを確認すべき好試金石なることは疑なし。吾人は他日時機の到着する際に於て關係判檢事及辯護士諸氏が適宜の方法に依りて記録に基ける意見を報告せられ、以て司法の改善向上に寄與せられむことを切望して已まざるなり。

(二) 經過公表問題

次に捜査機關は三土氏の起訴拘留に至るまでの詳細の経過を諸新聞を通じて世上に發表せられたり、固より官廳の名を以て且文書に依りて爲されたるには非ざれども諸新聞の記事を對照し其内容を仔細に検討して、吾人は公式にあらざるも非公式に直接にあらざるも間接に當該官吏より公表せられたるものなる事を確信す

捜査機關の此公表を爲されたる趣旨は蓋し三土氏の如き社會の顯要なる位置に立てる人々に對する嫌疑事項は世上の深き注意を牽くを以て捜査の一 段落を告ぐるご同時に其經過を告知して謂れなき浮言流説を一掃するに在る事を吾人は諒解し、司法進歩の一現象として官憲の懇切周到なる取扱を歓迎するものなり。加之、吾人は此發表の精神は決して捜査秘密主義を抵觸することなしに信じ、今後も重要事件に付ては此公表の精神を擴充せられ事情の許す限り起訴拘留までの経過を告知し以て公衆又は關係者に安堵を與へられんことを望むものなり。故に吾人は毛頭此公表其物を非議する意思を有せず、只茲に吾人の甚だ遺憾とする所は此公表は餘りに深く偽證の本體に立入り、三土氏の證言内容ごと之を偽證なりと認定するに至りたる反対の供述即ち中島元商相其他の關係者

⁹ の供述の内容ごとを兩々對比説明し、以て中島氏等の供述は眞にして三土氏の供述は偽なりと斷定し、且三土氏を數度召喚し其供述を翻すべき機會を與へたるも三土氏益々硬化し之に應ぜざるに依り法の威信の爲め偽證罪にて訴追し且拘留するに至りたる顛末を力説せる諸點に在り。若し三土氏の豫審事件が此状態のまゝ直ちに終結し今後何等の證人をも喚問することなくんば此公表は何等の害毒を流さずして已まむ。然れども三土氏被疑事件は直ちに公判に付せられずして豫審に付せられ、且つ即時に拘留せられたるを以て之を見れば今後更に幾多の證據調あること就中多數の證人の喚問せらるゝこそ必然ならん。吾人は三土氏の拘留は主として今後召喚せらるべき多數證人との連絡交通を遮断するに在るものと解釋す。此解釋を外にして三土氏の拘留理由を發見する能はざ

るなり。果して然らば今日喚問せらるべき證人は此公表に依りて三土氏ご同様の供述を爲せば三土氏ご同様に偽證罪ごして訴追且拘留せらるゝ事を危惧すべく、從つて三土氏同様の良心の確信を有する證人等も其良心に従ふて主觀的眞實を供述するを得ざるべし。彼等が法廷に於て戰々兢々只訊問者の意向に迎合して心にもなき供述を爲し以て其身の安全を圖るに汲々たること必然にあらずや。佛國刑事訴訟法（三一七條）の規定に従へば證人は「恐怖ノ念ナク」眞實を述べべきことを宣誓す。吾刑事訴訟法にては單に良心に従ひ眞實を述べべき旨を宣誓し「恐怖ノ念ナク」の文詞なしこ雖ごも是れ只立法者が抽象的文詞を愛好するの致す處にして其精神は固より同一なり。由來愛憎の情、恐怖の念は良心を動搖混濁せしむる最大の原動力なり、主觀的眞實は此原動力を完全

に驅斥するに非ざれば發露せず。然り而して此の如き公表の前に立ち此の如き恐怖の下に在りて其良心に従ひ敢然として三土氏同様の供述を爲し得る證人は是れ水火を踏みて海ひざる石心鐵腸の男子なり、此の如き男子は天下幾人かある。吾人は豫想す、此公表ありて後、豫審廷に喚問せらるゝ證人は極力三土氏の覆轍に出でざらんことを是努め、公表中に見る所の中島氏の供述を暗誦して豫審判事の前に之を繰返すこと必然ならむ。而して之と同時に此種の危險至極なる迎合的證言は採證上絶對的に無價値にして全部排斥せざる可からざるは公正冷靜なる鑑査精神の命ずる所なり知らず、東京に於ける捜査機關の各監督官及司法省の長官諸君は此結果に想到せられたりや、若し想到せられざりしものごせば今後大に注意して其監督を嚴重にせられ、證人の良心に干渉して其

供述を左右すべき事項は斷じて公表せしめざるやう警戒せられむ
 ここを望む（吾人は公表文が餘りに論告めきて銳利に過ぐる點よ
 り考へ或は往年の明糖事件と同じく老成なる監督長官の干與なく
 して爲されたるに非ずやと思ふ）若又此結果に想到して而して此
 公表を敢てせられたりさせは吾人不敏願くは其説を與り聽かむ。
 終りに一言す、捜査又は豫審中の被疑事件にして公衆の感興を
 興奮せしむるものに在りては新聞紙の記事等に依りて各關係者冥
 々の中に知らず識らず誘導せられ所謂外來的誘導及自發的誘導の
 湾合に依りて善意に且無意識的に其所信を誤るもの多きここは證
 言研究の著書が吾人に反覆注意する所なり。而して有ゆる誘導の
 中に就きて最も大なる勢力を有する誘導は最も大なる恐怖を與ふ
 る誘導なることは又心理實驗室の成績が證言鑑査の鐵則として吾

人に繰返し教示する所なり。一定の事項を示し之を否定すれば偽
 證罪として起訴收容する事を言明するほご強烈痛切なる誘導は人
 世に又之れなかるべし。予は他日機會あらは誘導に關して鄙見
 を叙述し以て大方諸賢の垂教を乞ふ所あらむことを期す

（九月十八日記畢此夕雨霽風冷蟲聲如濺）

（日本法律新聞第九號所載）

三土氏事件を論ず

衆議院議員
辯護士 山本芳治

日本法律新聞第九號に平素畏敬せる上畠氏の三土氏事件に關する論說が掲載せられたのを熟讀し、同氏の所說に全幅の贊意を表すると共に、聊か予の此事件に關する所見を發表して諸賢の叱正を仰がんとする。

予は三土氏ご同じ政友會の黨員であり、且先輩ごして特に氏の指導を受けた關係上、此事件に就ては可なり立入つて事實を穿索して見たが、事件は今正に豫審中であるから一切それ等の事實に

觸れず、今日までに公表せられた事實のみを材料として卑見を述べやうと思ふ。

一、経過

三土氏事件を派生せしめた所謂大藏省事件は検事局で檢舉せらる以前、既に今春の通常議會に於て、綱紀問題として審査せられたものである。

検事局の捜査と議會の審査は、其の目的が相違するのみならず判斷の基礎に於ても一は證據に重きを置き一は常識に重きを置くから、其の歸結の一一致しないのに不思議はないが、議會に於ては三土氏事件を包含する疑獄事件（當時は綱紀問題）を眞實にあらずと議決した、而も此問題を審議する間に多數議員は、問題を提

唱する人達が綱紀の肅正を叫ぶ裏面に政治的目的を包藏するものと推測した、即ち商工、鐵道、文部の三大臣を攻撃して齊藤内閣を倒壊すること、政黨出身の大臣を非難して政黨に對する國民の信認を傷け、以て後繼内閣には政黨内閣を出現せしめざること、大藏省内の不正を摘發して大臣に責を引かしめ、以て後繼内閣に高橋内閣を出現せしめざること（當時政界の通説として、齊藤内閣の瓦解したる後政黨内閣の出現し難き場合には、對議會關係、國民信用等の關係から考慮して高橋内閣の出現を最も妥當なりとしたものである）の目的を包藏するものと見、端的にいへば新聞紙上屢々内閣後繼者の内に數へられた某顯官を擁立する運動なりと見たのである、是は予一人の憶測でなく多數議員の一一致した推測であつた、議會に於てはホンノ少數ではあつたが當時此顯官を擁立する者と見られる人達が問題の提唱者を極力支援したため、此推測は一層力づけられたわけである。

さらばさて予は叙上の觀点から検察官の行動に危惧の念を懷く者ではない、例へ某顯官が曾ては司法部きつての權勢家であつたとしても、司法部には黨派的の偏頗なく、人の權勢に依つて事件の取扱が左右せらるゝが如きこの絶対にあり得ざることを信ずる、世間一般もソウ信じて疑はぬのである、唯此事件は一度政治問題として表はれただけでなく、遂に齊藤内閣の生命を奪つた、め世間一般事件の経過に多大なる關心を有ち、常識的批評眼を以て注視せることを閑却し得ないと思ふ。

予は此の見地から、公表せられた事實に對する疑惑を表明し、讀者の教示を仰いで蒙を啓き、以て世間一般の解疑に資したいと

思ふのである。

二、起訴理由に對する疑問

第一予は今日までに新聞紙を通じて公表せられた事實に依りては（新聞記事の内容より検討して検察當局の公表なりと見るべきは前號上畠氏所論の通り）三土氏を偽證罪の被告として起訴するに至りし理由を解するに苦しむのである、新聞紙の傳ふる所に依れば「三土氏は帝人株三百株を收受しながら檢事の訊問に對して收受せずと答へたり、氏の收受は職務に關係なき故贖職罪を構成するものにあらざれど、氏が檢事に對して眞實を告白せざるため檢事は豫審の訊問を求め、豫審に於て眞實を告白せざるに於ては偽證罪を構成する旨を以て氏の反省を促したるも、氏は豫審に於

て宣誓したる上尙且收受せずと陳述したるに因り、檢事は之を偽證として起訴するに至つた」と謂ふのである。

檢事は職として犯罪を搜査する、故に犯罪の成否に關して虛偽の陳述をする者があれば、捜査を妨ぐる者として飽くまでも其の者を糺明するのは職掌上當然と謂ひ得る、併し三土氏の場合は株券を收受したとしても罪を構成せぬのである、本來罪とならぬ事實ならば例へ虚偽の申述があつたとしても、之を追及して處罰までしなければなぬ必要が何れに存するであらうか、檢事は三土氏が豫審判事に對して宣誓したる上陳述したる言を偽證なりと思料して起訴したのであるから、形式上何等論議すべき餘地はないが犯罪を構成せざることの明白なる事實に關して飽くまで所定の陳述を要求し、遂に偽證罪として問擬するに至つた實質上の理由を

發見するに苦しむのである。

三、法の威信問題

又新聞紙の報道に依れば「三土氏が眞實を告白せざる以上之を起訴せざるに於ては前大官たるの故ご解せられるに依り法の威信を保持し難い」ことある、往時は官吏の威厳ご國法の威信ごを屢混同したものであるが、是は國民全体に對する法の威信を指すものであらう、即ち偽證を不間に附するごきは裁判の權威及び國法の威信を保持し難いこの趣旨であらう、普通人の偽證ならば之を檢舉せずとも物議を起さぬが、三土氏の場合之を起訴せねば前大官たるの故を以て追訴を免れたりご解せられるに依り、一般世間に對する法の威信を傷けるこの謂であらう。

抑も本件に關して法威保持を考へねばならぬ必要を生じたのは事件が世間に知れ亘つた結果に外ならぬ、若し三土氏に對する審問が祕密裡に行はれたならば、贖職なき氏を起訴せざりしこて何人が法の威信を疑ふであらうか、何人が偽證の有無まで穿索して法の權威なご考へるであらうか、（法曹界に顯著なる事實ごして各種犯罪を通じて偽證ほご放任せられるものはないのである）凡そ大藏省事件に關して召喚せられた人は指を屈するに違がない中には三土氏ご比肩すべき地位の人もある、而も氏ほご詳細に取調の内容を逐一公表せられたのは他に一人もない、現に召喚せられたながら其の内容が一切世間に知れて居らぬ知名の士もある、然るに三土氏に關しては召喚の初まる以前より屢新聞の記事があり其の記事が檢事局内部より報道せられるものごしか受取れぬため

齊藤内閣總辭職の日閣議に臨んで氏は自己の潔白を聲明し司法大臣を責問したではないか、斯の如く終始氏に罪あるが如く世間に報道した検事局が、世間を慮つて峻厳なる處置を探るこすれば、是れ自ら作爲して人を處罰せんこするもので人を虐げることこの甚だしきものと謂はざるを得ぬ、斯の如きは極端なる人權蹂躪ではあるまい。

四、證據問題

又新聞紙の傳ふる所に依れば、検事は辯護人の申出に依り、富國徵兵保險會社の株券保管係を取調べたるに、三土氏に有利なる陳述（三土氏に交付したりと言はる、株券が、其の以前より以後まで引續き會社に保管せられたりとの意）を爲したるも、中島久

萬吉氏等の陳述なり其の他にも確固たる根據あるに依り三土氏を起訴したりといふ。

中島氏等被收容者が三土氏も株券を收受せる旨の陳述を爲したることは屢新聞紙の報道した所である、併し被收容者は上畠氏所説の外來的誘導又は自發的誘導に依り屢不實の陳述を爲すものである、保險會社の課長が三土氏に有利なる陳述を爲したりとせば其の方が遙に有力なる證據ではあるまい、茲に於て他の確たる根據なるものを公表せらざる限り少くとも次の疑問を生ずる。

検事は自己の認定に反する陳述をした會社の課長に對して何故に偽證の訴追を爲されざるや、課長の陳述は明白に三土氏の陳述（株券を收受したることなしこの陳述）を裏書するものである、三土氏を有罪と認定する上に大なる障礙物となる此陳述を検事は

何故に破壊する行動を執られざるや、保険會社は官廳の監督の下に營業するものであるから、會社には嚴正なる帳簿の備付がある筈である、又會社は多數人の經營であるから、一人の偽は他の者に對する取調によつて直に發かれるのである、從て此陳述が不實であるならば容易に之を是正せしめ得るではないか、况んや三土氏に對しては犯罪を構成せざる事實に關してすら不實の陳述ありとして訴追せられたるに、課長は犯罪（三土氏の偽證事件）の存否に重要な關係を有つ事實に關して、檢事の所期に反する陳述を爲せるに拘はらず、之を不間に附せらるゝは如何にも首肯し難い、

檢事は何故に所謂確たる根據なるものを公表せられざるや、屢中島氏等の陳述あることを公表せられ、三土氏に有利なる課長の陳述あることすら公表せられたのであるから、是も其の輪廓を公表せられるに支障あるまいと思はれる、他の事實他の證據は公表せられながら是だけ公表せられぬため、折角起訴事情を聲明せられても其の全貌を窺ひ知ることを得ぬ憾がある。

五、附 言

犯罪の有無、證據の眞否は總て公判に於て辯護人より論議せらるゝ問題であるから、予は一切之を口にせぬ、以上は新聞を通じて公表せられた起訴理由に對して、予の疑問とする所を率直に述べたに過ぎぬ。

起訴當時の新聞には、三土氏に接近せる者或は氏の言を妄信して政治行動を起すやも計り難しこしに備ふる警戒もあるやに報

道せられたが、司法權の神聖を衷心より念願せる吾等は、司法權の發動を政爭の具に供することを絶対に嫌忌するご同時に、事件に對して政治運動を起さうなごゝは毛頭考へて居らぬ。

最後に新聞紙は、三土氏が收容せられる前に焦燥の状が見られたとか、甚しきは煩悶の餘り之を紛らす爲めに毎朝ラヂオ体操を始めたとか報道したが、それは實に驚いた嘘である、最初の召喚以來收容に至るまで三土氏の態度は寸毫平素こ變る所がなかつた。寝食は固よりのこと、人との對談すれば諧謔戯言口をついて出る、起床直後新聞の記事を読み了つて碁盤に面し掲載の譜を並べるのが氏の日課であつた、そして此行事は收容數日前まで改められなかつた、收容の十日程以前にも朝日新聞の對局を談じ勝敗の豫想を予に訊かれた程である、唯入監の近きを自覺せられて以後、獄内の

健康に留意せられて此日課をラヂオ体操に變更せられただけである、其の頃予に向つて、株を貰つたと言へば行かずに済むが、貰はぬものは貰はぬと言ふより仕方があるまい、それで入れられるなら止むを得ぬ、監房では横になれぬか、書物はドンナものが差入出来るか、横になつて書物が讀めたら外に何物をも望まぬ、絶食はしないがガンナーの心境で行くから、知人に會ふたら此旨を傳へて呉れ給へと言はれた、其の言辭語調平々淡々として少しも變る所がなかつた、六十四年の苦心に依つて築き上げた地位が根底から覆されんこしても、文部、大藏、遞信、鐵道大臣の經歷より来る榮光が目前掩ひ去られんこしても、三土氏の心事は微動だもせぬ、蘇東坡の言に、男子須ク死生ノ間ニ談笑スベシこあるが、三土氏の收容前に於ける風懷は正しく此の言の通りであつたこと

を附言する。

(日本法律新聞第十號所載)

昭和九年十月二十五日印刷
昭和九年十月三十日納本

發行人 大阪市北區北扇町四七番地
仲子 武一
印 刷 人 大阪市北區曾根崎上四丁目四三番地
三 田 村 高
印 刷 所 大阪市北區曾根崎上四丁目四三番地
梅 田 印 刷 所 治一
發行所 大阪市北區常安町九番地

改 造 評 論 社 編
改 造 評 論 社
改 造 評 論 社 所

終

昭和九年十月二十五日納印本